

産業建設常任委員長報告

令和3年7月2日

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第13号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第4号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳出として主なものは、

商工費に、新型コロナウイルス感染症対策「安全安心宣言」認定飲食店支援金などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第6号）について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出として主なものは、

総務費に、子育て世代移住促進住宅取得助成金などの予算が計上されています。

本案については、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より、「市道へのアクセス等については現地調査を行った結果、若干危険箇所も見受けられた。高齢化社会を迎え、少しでも危険箇所を取り除くことが最大の課題と考えるので柔軟に対応いただくよう、施工の見直しを強く要望しておきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第69号 令和2年度西都市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

本案は、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 財産の処分についてであります。

本案は、西都商業高等学校跡地について、産業振興に資する事業に供するため株式会社日南に売却しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号は『不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団

体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』であり、この号においては、『その性質又は目的が競争入札に適しないもの』であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、『その性質又は目的』とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されると理解するが、この議案は地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に適合しないと考える」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「契約書の第7条第3項に『乙は土地及び校舎等の主たる建物を第一項に定める指定用途に供した日から起算して10年間』とあるが、所有権変更は地域住民の配慮を重んじた不動産契約を結んでいただきたい」

また、ある委員より、「不動産売買契約書の（特約事項の変更、解除等）の第8条に、『乙は社会経済情勢等の事由により前条に定める特約事項の変更または解除を必要とするときは、事由を付した書面により甲に申請し、その承認を得なければならない』とあるが、この条文の考え方、受け取り方は甲と乙とで違いがあってはならない。よって社会経済情勢等の事由とは何か、詳細に明記するように要望する」との意見・要望がなされました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。